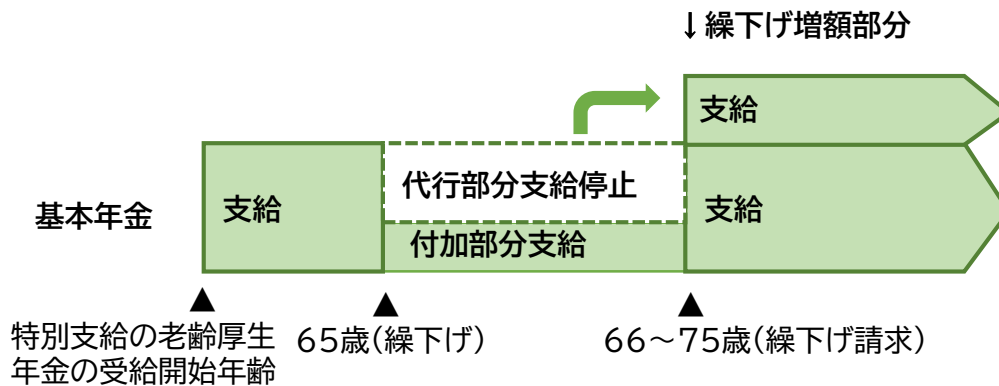


繰下げ制度とは

65歳から受ける老齢厚生年金は66歳以降75歳までの希望するときまで繰り下げることができます。老齢厚生年金の支給を繰り下げた場合は、信用金庫年金の基本年金のうち、代行部分も繰り下げることになります。

なお、支給される年金には繰り下げた期間に応じた増額分（1カ月の繰下げで代行部分の年金額に対して0.7%増額）が上乘せされます。

■基本年金の繰下げのイメージ



※在職老齢年金のしくみにより年金が支給停止される額は、増額の対象にはなりません。